

江戸時代の遠賀川の水運：特にその機構について

野口, 喜久雄

<https://doi.org/10.15017/2344384>

出版情報：史淵. 91, pp.141-166, 1963-07-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

江戸時代の遠賀川の水運

——特にその機構について——

野口喜久雄

一、はじめに

江戸時代、大名経済は江戸・京・大阪の三都の中央市場に強く結び付けられていたので、三都・地方間に多量の貨物が移動した。そして当時、陸運の発達が充分でなかつたので、水運の可能な処では貨物の輸送は多く水運に依存した。運賃が安いこと、一度に大量の運搬が出来ることは水運発達の積極的要因となつた。¹⁾特に貨物が米・石炭のごとく耐久性の重量物である場合には水運は極めて有効であつた。従つて、年貢米その他諸商品の江戸・上方輸送のための水運の開発が全国に到る処で、あるいわ領主の手で、あるいわ商人の手で行われた。²⁾

遠賀川の水運は古くから開け、既に十二世紀に流域の荘園の年貢の輸送が行われていた。³⁾古代以来川口の芦屋が栄えた⁴⁾のはこの水運によるところが大きい。

藩政時代、その流域は米・石炭・櫛等の主要生産地として、福岡藩および小倉藩の経済に重要な位置を占め、加うるに長崎街道がこれに沿つてつくられたので、⁶⁾遠賀川は重要な交通路となつた。そして領主および農民が積極的に水路の開発に努めたので、その水運は著しい発展を遂げた。⁷⁾

川船は鱗と称され、その大きさは長さ四丈三尺、巾八尺、深さ一尺九寸、積載量は米で七五〜一〇〇俵、石炭では七、〇〇〇斤であつた。⁸⁾ 上流部および支流部ではその埒ないし埒程のものが航行した。⁹⁾

輸送貨物の主要なるものは年貢米である。筑前四郡より約七万石、¹⁰⁾ 秋月領より約一万石、小倉領より三万石弱で、¹²⁾ 天保と安政期に十一万石程の量があつた。次に石炭は天保八年筑前領だけで八千万斤の積出しがあり、¹³⁾ 慶応二年には一億斤に及んだ。¹⁴⁾ この外秋月領、小倉領より若干の積出しがあつている。¹⁵⁾

年貢米と石炭が積下し貨物の大部分を占めるが、その他では大豆、麦、菜種、蠟、蜜、醬酒から、糖、軸竹、油粕、古金、白蠟、種子油、松炭、瓦、牡蠣灰、生糸、紙、胡麻、藍、茶、葛、椎茸（以上筑前より）、¹⁶⁾ 生蠟、鶏卵、楮、葛、半夏、藤せん、荏子、山薬、茯苓、蜜（以上豊前より）、¹⁷⁾ がある。積登り貨物は綿、煙草、素麵、表、苳、鉄、酒、油、砂糖、鯨油、線香、附木、障子、石見表、入子長持、箆笥、三尺櫃、太平櫃、焼物、天草研石、古手、切昆布、数の子、傘、戸棚、塩、鍋釜、麦、大豆、歛、鎌、千歯等である。¹⁸⁾

積下し貨物は主として第一次産業生産物で、食料品及び簡単な加工品を含めた工業原材料である。それに対し積上り貨物は食料品、農具、家具、日用品の類で、主として都市産出の生産用具と消費物資である。積下し貨物の中の生糸は長崎より上方に送るものである。

- 1) 古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」(二二頁—三一頁)

- 2) 最上川は天正年間、最上郡の領主最上義光によつて開発がはかられ、(阿部正巳「最上交通運漕史」ハ経済史研究V12巻5・6、13巻4・6)、北上川の川口附替工事
が元和・寛永期に仙台藩の手によつて行われた。(濱藤

進之助「藩政期北上川水運の一研究」ハ文化V17巻3号)、また富士川は豪商角倉了以の開発になるなど、(鈴木直二「富士川米數通船史」ハ社会経済史学V7巻9号)領主・商人による開発の例は極めて多い。

- 3) 観世音寺文書、大治五年十一月五日「観世音寺筑前確井封年貢送文」ハ大日本古文書家わけ第十八東大寺文書V

三九一頁

4) 西岡虎之助「荇園史の研究 上」二六七頁―二七二頁、二九〇頁

5) 「明治十年全国農産表」の統計によると、流域四郡の米・生蠶の生産高は筑前全体の $\frac{1}{2}$ 以上、石炭は九割以上を占めている。

6) 豊前大里を起点として黒崎、木屋瀬、飯塚、内野、山家、原田の六宿を経て、肥前、肥後方面へ通ずる街道で寛永年間に整備された。(「筑前国統風土記拾遺」)

7) 水路の開発の最たるものは吉田掘川の開鑿である。これは遠賀郡中間村より吉田村車返しの難処を経て洞海に直結する水路である。元和年間、藩主長政の命により工事が始められたが、難工事のため一時中断し、のち宝曆十二年に完成した。この運河の完成により距離の短縮と危険の回避の二重の利を得、水運が飛躍的発達をとげた。

(長野誠「福岡藩民政誌略」△福岡県史料第一輯V三七〇頁、「福岡藩郡役所記録」△同右第四輯V二三三頁)後期には、寛政年間、上流嘉麻郡南部より年貢米の積下し、(「稲築町誌」六六頁、「吉田澹軒漫録」△県史資料、第六輯V二六五頁)、安政六年には支流部鞍手郡四郎丸村より石炭の積下しが始められる等上流部の開発が進んだ。(入江文書「入江家記録」)

8) 松尾文書慶応二年九月「鞍手郡木屋瀬村川御改被成ニ付仕上候書物之事」、「覚」および「吉田澹軒漫録」

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

9) 秋月藩の米船は二五〇三〇俵積(「吉田澹軒漫録」)、小倉藩石炭船は長さ三間半〜四間、巾六尺、八反帆、三五〇〇斤積(「田川市史」一九五頁)

10) 四郡の石高は約二〇万石、その約四割が若松蔵納米であるが一部は水運と利用しない。(天保五年筑前各郡村石高帳)△県史資料第二輯V二五一頁、「安永十年山野村軸帳」△稲築町誌V六一頁)

11) 「吉田澹軒漫録」
六角文書、仮題「年貢米蔵納書上」安政頃のものと思われる。

12) 楠野文書「天保八月西三月御郡御仕組焚石斤数并御益銭月々勘定帳」

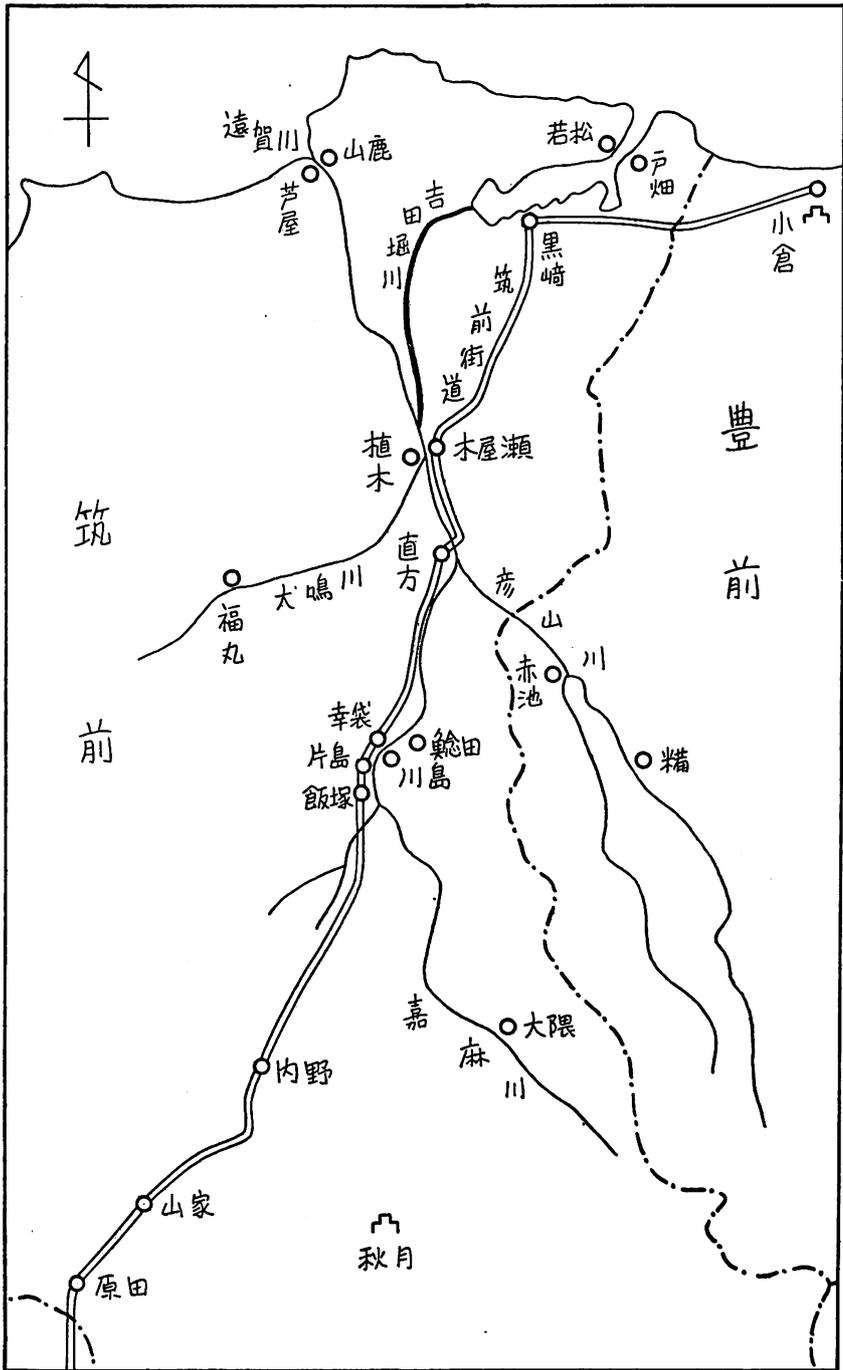
13) 松尾文書慶応三年二月「遠賀鞍手両郡舟庄屋舟組頭中々恐連名を以御願申上候事」
仮題「秋月藩石炭御仕組諸記」(「若松市史後編」二二〇頁)、一太文書「天保三年寅年中通船高」

14) 松尾文書万延元年九月「商人諸荷物直方より芦屋若松迄積下り運賃之覚」及び「黒崎記録」(「八幡市史」一五九頁)

15) 六角文書天保二年「産物積覚」
松尾文書万延元年九月「商人諸荷物芦屋若松より直方迄積上せ運賃之覚」及び「嘉穂郡誌」(六四〜六六頁)

16) 17) 18)

江戸時代の遠賀川の水運(野口)



二、水運の機構

遠賀川で年貢米その他諸貨物の輸送は藩の認可をうけた川舩のみが行う。¹⁾ そのして川舩仲間が結成される。川舩仲間またはその所在地は「船場」「御米場」と称された。

船場の所在と所属船数の分明するところは次の如くである。

(本流)		宝永年間 ²⁾	江戸後期 ³⁾
遠賀郡	若松	6 2 艘	8 艘
	戸畑	1 2 "	—
	黒崎	8 "	—
	芦屋	3 2 "	1 0 8 "
	山鹿	2 3 "	3 2 "
鞍手郡	木屋瀬	2 3 "	2 4 "
	植木	1 8 "	} 8 4 "
	直方	2 2 "	
小計		2 0 0	2 5 6
嘉麻郡	川島	1 6 "	2 4 "
	鯨田	—	2 2 "
穂波郡	片島	1 9 "	
	幸袋	8 "	
	飯塚	1 2 2 "	
小計		1 6 5	
合計		3 6 5	
(支流)			
(豊前)	若宮		
	長井鶴		
	宮田		
	龍徳		
	新入		
	大隈		1 2 "
	金田	2 8 ⁴⁾ "	3 0 "
田川郡	上野		3 0 "
	伊田		1 4 "
	添田		1 0 "
	猪膝		1 0 "

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

船仲間の機能のうち最も重要なものは年貢米の輸送であり、それについては厳格な規定があつた。舟作事、筥・蕨の整備等万全の準備が要求されたのは勿論のこと、積立ての区域には厳格な区分がなされていた。

「 山鹿魚町御米積川船数

本場三十二隻上荷積六隻以上定規其外増十隻

内遠賀郡積船七隻 山鹿・香月・楠橋・畑・馬場山以上五村

下鞍手積船七隻 猪倉・木月・新入・小牧以上四村

同 六隻 植木・鶴田・磯光以上三村

上鞍手積船六隻 勝野・新北・新山崎・奈良津以上四村

嘉穂郡積船七隻 鹿ヶ野間・勢田・口ノ原以上三村

右の例では船が六、七艘ずつに分けられ、それぞれ定まつた受持区域を有していることが判る。

さらに嘉麻郡上三緒触の場合を見ると、

「一船数三艘式歩

岩崎

舟頭 鯉田 嘉市

同 同 太右衛門

同 同 安平

一同 四艘九歩七厘

舟頭 川島 新七

同 同 仁平

5)

一同 三艘式歩

同 甚右衛門
同 鮫田 文 蔵
飯塚の借舟 弥 三 次

下白井

舟頭 鮫田 孫 八

同 川島 勝右衛門

同 仁三郎

一船数式艘六歩七厘

牛隈

舟頭 川島 新次郎

同 鮫田 孫右衛門

一同 壹艘五歩七厘

貞月

舟頭 川島 儀市

一同 壹艘壹歩九厘

上下

舟頭 川島 与助

一船数四歩式厘

大隈町

一同 式艘式歩式厘

下益

舟頭 鮫田 勘八

同 川島 辰右衛門

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

一同 忝艘四步七厘

下中益

舟頭 鯰田 吉三

同 川島 久市

一船数忝艘三步九厘

中益

舟頭 川島 仁八

一同 忝艘三步壹厘

大隈村

舟頭 川島 仁右衛門

同 平右衛門

一同 忝艘五步貳厘

上村

舟頭 鯰田 善七

同 川しま 庄助

一同 忝艘七厘

熊畑

舟頭 鯰田 忠三

同 川しま 義七

一同 忝艘六步三厘

上山田

舟頭 川島 与三郎

同 鯰田 源助

一同 三艘貳步九厘

下山田

一同 式艘九步三厘

一同 壹艘五步

一同 壹艘六步七厘

一同 四艘七步三厘

舟頭 鮫田 新 平

同 川しま 助 十

舟頭 川島 忠 次 郎

同 鮫田 惣 次 郎

舟頭 川しま 鴨 生 兵 四 郎

舟頭 鮫田 口 春 六 助

同 川島 山 野 源 右 衛 門

舟頭 川島 利 七

同 鮫田 五 三 郎

同 鮫田 孫 平 久 次 又 右 衛 門

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

一同 老艘九步七厘六毛

上三緒

舟頭 川島

久 助

同 鯰田

茂 平

歩船

一同 老艘

鯰田

助右衛門

内六步七厘

牛隈

(ママ) 五步三厘

貞月

一同 老艘

鯰田

伊平

内五步三厘

上村

四步

宮吉

一同 老艘

同

久三

内四步三厘

大隈町

(ママ) 三厘

大隈村

老步九厘

上下

式步三厘

下益

一同 壹艘

步船

川島

藤

助

内六步壹厘

上山田

式步六厘

下山田

式步

下白井

合四拾九艘

〔6〕

と二二か村の年貢米の積立ては鯉田・川島両船場の受持つところであつて、双方の船が打混じて配当されてはいるが、各船の受持区分は村毎にはつきりと定められている。

このような割当は年貢米高に応じてなされる。第一表は山鹿魚町の各艘の積立高を推定したものである。これによると一艘当りの積立高は五〇〇石台であつたことが判る。(嘉麻郡の場合は何か特殊な理由がひそんでいるものと思われるが明らかでない。)

嘉麻郡上三緒触山野村の例では次の如くなる。安永十年「山野村軸帳」によると、村高一一九九石六升六合二勺、貢租高は米・大豆八八一石、丁銀九九貫七五二文である。米・大豆のうち約六〇石は村切立米であるから、それを差引いた約八二〇石が若松蔵納の米・大豆である。これを山野村への割当船数四艘七步三厘で計算すると、一艘当り約一七三石となる。これは約七分の輸送量である。

同郡平村の大まかな計算では村高七八三石余、その七割の五四八石を若松送

第一表

	1)	2)			
村	高石	貢租高石	船数艘	1艘当	積立高石
遠賀郡5か村	5,746	4,022	7		574
下鞍手4	5,930	4,151	7		593
〃 3	4,725	3,307	6		551
上鞍手4	4,769	3,338	6		556
嘉麻郡3	3,104	2,173	7		310

註1) 村高は「天保五年筑前各郡村石高帳」による。

2) 貢租高は山野村の例により7割として計算した。

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

りとすれば一艘当りの積立高は約一八七石となる。なお、嘉麻郡には他に赤坂触があり、その年貢米も両船場の受持であるから全運漕量はその約二倍に達したであろう。

支流犬鳴川には若宮その他の船場があり、その罫は犬鳴川と遠賀川との合流点の近くにあつた花ノ木堰までの運漕を行つた。⁹⁾年貢米は花ノ木堰で積替えられて若松へ送られた。さきの山鹿魚町の下鞍手積船の受持区域三か村のうち鶴田、磯光の両村は犬鳴川流域にあり、山鹿魚町の罫は花ノ木堰より下の輸送を行つたのである。

これと同じ類の船場として大隈船場をあげることができる。大隈罫は嘉麻川の一本木堰までの運漕を行い、年貢米は一本木蔵に納めた。そこより若松迄は鯉田・川島両罫の受持である。

石炭の運送には年貢米のような厳格なきまりはなかつた。勿論仲間の受持区分は郡単位程度に定められていたが、村毎とか山元毎の区分はなかつた。専売石炭や藩用燧石の積出しの舟割は山元よりの引合いに応じて、舟庄屋、舟割役によつて行われた。石炭・燧石の場合は年貢米の場合と異つて、山元の所在の如何によつては大いに積出しの条件に良否が存在したので、それを適当に勘案して舟割が行われた。¹⁰⁾そして時には他郡よりの積出しを行うこともあつた。

「昨冬嘉穂石炭余分焼立ニ相成積舟之儀舟割役も引合参りニ付鞍手三ヶ所川罫割合仕積方登舟為致（下略）」¹¹⁾
一般商品荷物の場合は船場毎の受持区分が定つていた。¹²⁾

「(略) 上境村も之出来は勿論何品たり共同村も舟積之分ハ譬中買等ハ何方之人たり共当川罫受持積場之儀ニ付舟積ニ相成ハハ及引合当川罫も積方可仕善（中略）承知可仕船方作法も有之（下略）」¹³⁾

しかるに、慶応元年四月、中泉村仲買平市が上境村舌間喜三太の払米を買受けて直方の尾崎屋酒場に送るのに豊前船を雇つていたのが露頭した。この時、木屋瀬船場は、豊前船頭は受持区域を侵した廉で船を、仲買平市は他領船を雇つたという理由で積荷の米を押えた。このように受持区域を侵すものに対しては断固たる処置がとられた。¹⁴⁾

積上り貨物の輸送は荷主と船頭との相對契約によつて行われた。

「売人衆上方筋の諸品仕入物若松入津仕分先年より荷主ケ所々売人相對積登仕来居申ひ。」¹⁵⁾

これは、水運の統制が年貢米、専売商品の輸送の統制の必要によるものであるから、上り荷までを統制する必要がなかつたことによるものであろう。

従つて、自由が認められたこの部分では紛争が起ることがあつた。明治二年若松辯仲間が仕組と称して荷積みの独占をはかろうとしたのがそれである。

「若松船頭より所仕組之儀ニ付積方不致様申是悲積方致度ハ荷物相應運賃之内同所江相約ひハ積方為致可申左無之而ハ所仕組ニ付総而諸荷物積登相断」¹⁶⁾

これに對し鞍手郡三か所の船頭は「若松より積登荷物ハ若松売人買込之所積出ひ儀ニ無御座当三ヶ所飯塚小竹之売人仕入荷物斗同湊入丈之儀ニ付(略)是迄通売人相對積戻之儀若松舟頭中江御達被仰付可被為下」¹⁷⁾と反對している。

小倉領田川郡では仲間は「盤」と稱していた。田川郡の年貢米のうち八割以上の二三・五四〇石が赤池蔵に納入されて¹⁸⁾いて、そこに金田・上野の二盤があつた。その後添田盤が出来、添田盤は天保四年以降に添田・伊田の二盤に分割された。さらに天保十一年猪膝盤が作られて船数は九四艘となつた。猪膝盤が出来た時、金田・上野兩盤船持、水主より猪膝盤廢止の要求が出された。その理由は「積高大層ニ相減船仕入等も出来兼」¹⁹⁾るからで、「御米積廻方御差支ニモ相成ひ義ニ御座ひへ者本盤之内江造方被仰付」と申し出た。しかしそれは藩の受入れるところとはならなかつた。このような船数の増加は年貢米・石炭等の貨物の増加によるものである。²⁰⁾

天保四年の金田盤三〇艘の年貢米輸送高は赤池蔵より一二・〇三六俵、糶蔵より一一・三一一俵の計二三・三四七俵で、一艘当り七七八・二俵であつた。その運賃は米一二石八斗六升余である。²¹⁾金田盤三〇艘の積高は赤池・糶兩蔵の納米

高の約二八%、運賃の面では約三〇%で、30/94に僅か足りないが、天保四年に実際二七・八〇〇石の納米が行われたかどうか、またそれだけが運送されたかどうかを考慮に入れるならば、年貢米の積送りは筑前の場合と同じく、各藩に均等に割当てられたと考えて差支えないだろう。

年貢米以外の貨物については明らかでない。しかし大体筑前と同様であつたらう。

藩仲間は年貢米の輸送をはじめ遠賀川の水運を独占する代りに、運上銀の上納、諸公役その他の諸負担を義務づけられた。公役には筑前では次のようなものがあつた。²²⁾

- 1 長崎非常并芦屋若松に異国船渡の刻水夫出方
- 2 殿様上下に付植木・木屋瀬川渡舟出方
- 3 家老用人衆通行の節の川渡舟出方
- 4 獮船又は陣原・黒崎・若松への乗船出方
- 5 筑前街道諸通行加子賃米年々米六升宛
- 6 その他の郡役

その他、豊前の例では次のような水主の諸負担があつた。²³⁾

- 1 上乘役料 米二斗三升三合五勺
- 2 小頭給 “ 五升三合三勺
- 3 欠米御用米押え “ 九斗三升九勺
- 4 諸雜用 “ 五斗四升五合二勺
- 5 御日待水主入用 “ 五升七合五勺

6 水主雜用

〃九升三合六勺

計

米一石九斗一升四合

罌一艘当りの年貢米の運賃収入が米一二石八斗七升弱のうち、水主の取分は六石八升五合九勺であつたから約 $\frac{1}{3}$ がそこから徴収されることになる。従つて殆んど大多数の罌を所有しない水主にとつてみれば、領主貨物、特に年貢米の輸送は低い運賃に押えられていたのである。

罌仲間の支配形態は農村の場合と殆んど同様である。筑前では大庄屋、船庄屋、船組頭の諸役人がもうけられていた。大庄屋は各舩の大庄屋で農民と船頭の双方と併せ支配する。船庄屋は各船場毎にあつて、山鹿魚町では村庄屋が兼ねていたが、川島では大船持が任命されてお²⁵⁾り、²⁶⁾ 鯉田、川島では村庄屋と別に船庄屋がいた。船組頭は木屋瀬の場合、いずれも船頭であり、明治四年の船組頭高崎甚六は船頭中唯一人の船持であるので、²⁷⁾ 船組頭もやはり有力船頭から選ばれる傾向にあつたのであろう。

支流大鳴川の船場では福丸（若宮）船庄屋の存在が確認されたが、²⁸⁾ 他の船場にも船庄屋がいたかどうか疑わしい。あるいわ福丸船庄屋が流域の全船場を統轄のかも知れない。嘉麻川上流の大隈では船頭中より郡代役所に差出した願書に舟才判武助なる人物が奥書加印しているだけで船庄屋の名は見えない。²⁹⁾ 従つて大隈には舟庄屋が存在しないで、船才判がその任に當つていたと思われる。支流の船場は本流のそれに比して船場の規模も小さく、運漕の役割も異つているのでこのような形をとることも考えられぬことはない。

小倉領では手永大庄屋が各盤をも支配し、その下に船庄屋又は上乘役、小頭がいた。上乘役はもともと年貢米輸送の罌に同乗して、船頭の不正を監視する役割を負つたものであるが、³⁰⁾ 天保六年までは船庄屋が存在しなかつたので船庄屋の役をも兼ね行つた。船庄屋が署名すべき文書に上乘が署名している例や、先掲の「已御米運賃諸割本帳」の傍書が上乘名で

あるのはその証拠である。そして天保六年正月、金田盤上乘元平が宮床村庄屋に任命されていることから判るように、有力農民が上乘役に任じているのである。³²⁾

天保六年正月上乗役が廃止され、船庄屋が任命された模様である。³³⁾そして金田・上野・添田の三盤には船庄屋の上に三盤船庄屋が特に任命された。³⁵⁾ところがその後また船庄屋が廃され上乘役が復活したのであろう。安政三年には「上乘相止不得者以前之通船庄屋老人御持らへ被下諸差引為致度事」³⁶⁾の願いが郡中より出されている。小頭は船庄屋または上乘役の下にあつて諸務をとり行う者で、組頭に相当する。そして上乘役が廃せられた時には上乘の役目をも負つた。³⁷⁾

1) 「福岡藩郡役所記録」(「県史資料」第四輯)にみえる宝永三年六月の「川船定」は船への水運の独占の認可と運上銀の賦課を指すものであろう。それは仲間の公許である。

2) 「筑前国統風土記」(「県史資料」統第四輯三〇頁)こ
こには鯉田の名はまだ見えない。

3) この数字は、若松は吉田文書天保六年九月「遠賀郡中明細帳」(「若松市史」第二集二三八頁)、山鹿は「改訂増補遠賀郡志上」二二四頁、木屋瀬は松尾文書、文久元年「木屋瀬船場持控」、直方、植木は松尾文書文久元年八月「鞍手郡木屋瀬直方植木三ヶ所舟組頭より乍恐御願申上候口上之覚」川島・鯉田は有松文書天保十一年子八月「嘉麻郡上三緒舳村々御米積船頭舟割覚書」によつた。戸畑・黒崎は江戸後期には存在しなかつた。他は船数不明であるが、船場の所在は確認出来るものである。尚遠較

二郡の小計は松尾文書「覚」

支流では大隈は有松文書文久元年十一月「覚」に、田川郡は六角文書嘉永四年十月「覚」によつた。

4) 六角文書元禄二年十二月改「田河郡人畜帳金田手永定控」

5) 「改訂増補遠賀郡志上」二二四頁、内訳と合計数字が一致しない。

6) 有松文書天保十一年子八月「嘉麻郡上三緒舳村々御米積船頭舟割覚書」なお内訳の数字の合計は四八艘で、一艘の喰い違いがある。四八艘が正しい数字であらう。

7) あるいは運漕距離の関係があるのではなからうか。

8) 「稲築町誌」六一頁

9) 石井文書慶応三年六月「鞍手郡沼口村田島軸帳一に「米大豆千百七拾七俵九升七合但井手上下運賃植木高島屋敷番人給米共二」とあり、花ノ木堰の上と下とが別の船で

運ばれたことが判る。石炭も同じく「上漕船ニ而植木迄積下ケ井手越仕候ニ付而ハ下船居リ合不申節ハ岡上ケ仕申候」(石井文書安政六年「鞍手郡三月四郎丸長井鶴岡村焚石山元中より乍恐御願申上候口上之覚」と井堰の上下が別船によつてゐる。

10) 「運賃高下遠近之差別不同有之川上村々焚石積方船頭共不進ニ而積方博取兼山元差支筋有之候と相聞候船積場當時掛り切入合積ニ申付候条船庄屋共くわしく濠才判焚石不差支様積方可申付候事」(天保八年「焚石会所作法書」)

11) 当時「石炭は「焚石」といわれた。「石炭」は燻石である。浜中文書に次のような送り状が数通存する。

「御城下廻り燻石川下送状之事

船頭 助右衛門

一 燻石百貳拾六俵[㊦]

脇野村庄屋

大庄屋格

慶応元年十一月三日

国広貞右衛門

山元

清次

山鹿村庄屋

大庄屋格

浜中双右衛門殿

12) 松尾文書 慶応三年二月「藻賀鞍手両郡舟庄屋中乍恐横

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

折を以申上候事」

13) 同文書 慶応二年正月「鞍手郡木屋瀬村舟庄屋舟組頭

より乍恐御注進申上候事」

15) 16) 17) 同文書 明治二年三月「鞍手郡植木直方木屋瀬三ヶ

所船頭中より乍恐御願上候口上之覚」

18) 六角文書 仮題「年貢米蔵納書上」

19) 同 天保十五年九月「申上演説覚」

20) 小倉藩では文政三年、田川郡に新たに糯蔵を建て(六角

文書 文政三年「高原御蔵去外御米割高井御蔵糯村江御建替一切諸控」従来高原蔵より陸送していた米も大部

分水運に任せることになった。糯蔵の新設により新たに四、二六〇石が水運によるようになった。(註18に同

じ)また天保年間には石炭の生産が急速にのびた。

21) 23) 24) 六角文書 天保五年「巳御米運賃諸割本帳」

22) 松尾文書 慶応三年「木屋瀬直方植木舟庄屋舟組頭より

御願申候事」

25) 天保年間では小田貞右衛門が村庄屋、船庄屋兼帯であ

る。(浜中文書)

26) 安政三年川島船庄屋藤右衛門は飯塚に四艘を所有する大

船持であつた。これは川島の商人、木綿商、榎実買集の

藤右衛門(屋号綿屋)と同一人物であろう。(有松文

書)

27) 松尾文書 明治四年九月「鞍手郡木屋瀬村川^{御改帳}

同文書 慶応三年一月「鞍手郡木屋瀬植木福丸三村船庄

- 屋船組頭より乍恐御願申上候事」
29) 有松文書 文久元年十一月「覚」
30) 六角文書 安政三年九月「覚」
31) 同 天保四年十月「御願申上覚」、嘉永六年の船持惣代
・水主惣代の「御歎申上覚」には上乘役と大庄屋の奥書
署名があつて、船庄屋のそれは見えない。
32) 同 「天保六年御用并郡手永出入控」
33) 同 安政三年九月「覚」
34) 六角文書の中では船庄屋の初見は天保十六年（弘化二
年）であるが上乘役の廃止とともに設置されたのである
う。
35) 同 弘化四年三月「申上演説之覚」に「三盤舟庄屋志摩
津実平」とある。
36) 同 安政三年九月「覚」

三、水運機構の変化

十七世紀における遠賀川の水運の様子は「川内船之儀、例年八月より御米積送仕候而、春に至り申候へば、古来より売買の荷物積申候而、人倉・下関江通路仕来り申候」¹⁾、そしてその船たるや「丸木船にて御米三十俵ほど積申候、秋春は御米斗積少々運賃にては御運上米相納年々舟作事等も難仕渡世難成」²⁾、といわれる状態であつた。当時の農業の形態は主穀生産中心であり、その生産物のうちの剰余労働部分は原則として、年貢として領主の徴収するところであつて、農民は流通過程から殆んど遮断されていた。わずかに農民が流通に参加したのは、非自給物資（塩、魚、農具、肥料等）の購入と、そのための生産物の販売といふごく狭い範囲においてであつた。「古来より売買の荷物云々」は右のような商品流通への農民の参加を示しているのである。³⁾ 従つてこの段階では船持自らが船頭として水運に従事することが多かつた。

しかるに十八世紀に入り、流域農村に於けを商品生産が発達し、商品輸送量が増加すると縹の所有の集中の現象が広範にあらわれた。筑前で天保九年十二月、嘉麻郡縹分村庄屋伴七が同郡川島村庄屋角平、同郡勢田村庄屋源右衛門に三枚の船場免札を質入れた事実が知られ、川島船庄屋藤右衛門は安政三年に飯塚船場に四艘、⁵⁾ 木屋瀬村高崎新右衛門、同村和

三郎は慶応二年に各三艘を所有している。⁷⁾ 豊前田川郡でも、嘉永七年、加治源吉郎が添田盤米船を六艘買入れており、⁸⁾ 田村大庄屋六角家は文政五年に三艘、⁹⁾ 同村金助は同七艘所有するなど所有の集中がみられる。

鱒所有の集中は当然のこととして船持と船頭とを分離せしめる。慶応二年九月の川鱒改では木屋瀬村二四艘のうち、船持にして船頭であるものは僅かに一人にすぎず、他はいずれも船頭を雇っているのを知る。¹¹⁾

「一、高瀬船場

但是者御郡中ニ御免被仰付居ル九拾四艘之内船之株并船諸道具共ニ一艘分売買三拾両内外之直段ニ御座ル(中略) 船斗売買ニ仕ル得者新造ニ而も拾三四兩位ニ而出来ル得共御免之船場相添ルニ付値段高直ニ御座ル

一、高瀬船乗場

但是迄者小倉表江御米積廻シハ舟頭乗り之株を売買ニ仕ル義と奉存ル併船頭不埒御座ル節者取場も仕義ニ御座ル間大舩大金ニ者不分ニ奉存ル尤船乗り水主替リル節少々之借財者跡ヲ乗リル水主引請ル由者承リ及申ル

右は豊前領では船頭株なるものが存在していることを示しているが、これは船の所有と船乗りとが分離したことによつて起つたものである。

次に第二表は木屋瀬の文久元年「船場持控」、¹³⁾ 慶応二年「川鱒改」¹⁴⁾ および明治四年「川鱒改」¹⁵⁾ を比較したものである。表中、行を同じくするものは同じ所有関係を認められるものである。例えば文久の柏屋新左衛門は慶応の高崎新左衛門と同一人である。新左衛門と明治の四郎八との関係は詳かでないが、恐らくは四郎八は新左衛門の嫡子で譲渡をうけたものであるろう。

慶応と明治の「川鱒改」を比較すると表の如く大体両者を対置できる。しかし、文久の「船場持控」と慶応二年の「川鱒改」とは必らずしも対照出来ない。慶応二年の松尾徳兵衛、香月孫助が文久の灰屋、かどや、植木屋のいずれかである

第二表

「船場持控」 (文久元年)	「川船改」 (慶応2年)	「川船改」 (明治4年)
柏屋 和十 (2)	木屋瀬村高崎 和十 (2)	木屋瀬村高崎重三郎 (2)
〃 藤左衛門 (2)	〃 〃 勘一郎 (2)	〃 〃 葉三郎 (2)
〃 新左衛門 (4)	〃 〃 新左衛門 (3)	〃 〃 四郎八 (3)
	〃 松尾徳兵衛 (2)	〃 松尾徳兵次 (2)
	〃 香月 孫助 (2)	〃 香月泳八郎 (2)
	〃 甚 六 (1)	〃 高鍋 甚六 (1)
	〃 弥 平 (1)	〃 〃 善 七 (1)
	〃 和三郎 (3)	〃 甲田和三郎 (2)
		笹田村 仲西 七平 (1)
新入 茂三郎 (1)	下新入村 茂三郎 (2)	下新入村青柳 俊作 (2)
〃 嘉四郎 (2)	〃 新太郎 (2)	〃 〃 佐七郎 (2)
〃 藤太郎 (2)	〃 正五郎 (1)	〃 〃 庄五郎 (1)
	金剛村 与 蔵 (1)	金剛村 吉田 源蔵 (1)
	野面村 仁三郎 (1)	野面村 蟹川仁三郎 (1)
	上境村 舌間喜三太 (1)	上境村 舌間喜三太 (1)
灰屋 (2)		
同人 新入屋名前 (2)		
同人 同上 (1)		
かどや藤右衛門 (2)		
植木屋孫左衛門 (2)		
瓦屋 弥十 (1)		
感田 甚六 (1)		

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

() 内数字は所有船場数または所有船数

可能性は多分にあるが、仮にそうだととしても、金剛村与蔵らは文久の「船場持控」にある人物のいずれとも同一人物でないようだし、またそのいずれかより譲渡をうけたと考えるのも不自然である。何故ならば「船場持控」の方は感田村の甚六を除いてはすべて屋号を有する商人と考えられる人物であるから、それらの者が金剛村、野面村のごとき純農村の苗字を持たない者に譲渡したとは考えにくいからである。

そうすると「船場持」は「川鱒持」と別の意味を持つていると考えざるを得ない。

第3表

年月	船場数	代価	売主	買主
寛政1.12	1か所	80文銭720目	徳 助	兵 助
文化12.9	1 "	" 800目	太田 喜平	法輪寺掛持観 音寺維春長老
文政9.4	1 "	" 720目	嘉 助	米屋又右衛門
天保3.11	2 "	?	秋枝 八郎	秋枝 勘助
" 5.2	1 "	1ノ目	秋枝 八郎	(不明) (右)
" 10.5	2 "	2ノ目	鶴屋長十郎	米屋又左衛門
" 12.8	1 "	金 13両	秋枝 八郎	浜中又右衛門

現在、山鹿の浜中文書の中に寛政元年十二月から天保十二年八月までの間の「船場」、「川鱒場」の譲状七通が存する。(第三表)これによると船場一か所が八十文銭七二〇目から一貫目、又は金一三両で譲渡されている。八十文銭一貫目は丁銭八十貫文であるから、当時の金銭両替相場では約一三両である。従つて天保年間では船場一か所の代価は金一三両であつたと云える。ところが、先掲の豊前領の高瀬船場の説明では「船之株并船諸道具共二一艘分売買三拾両内外」で船は「新造二而も拾三四兩位ニ而出来」とあるのと考え合わせると、浜中文書にみえる「船場」は船之株と船諸道具とを含めたものではなく、船之株だけを指すものと考えねばならない。先の木屋瀬の「船場持」は船の株の所有であり、「川鱒持」は船諸道具の所有ということになる。

船頭株、川鱒所有、船場株の三者を考えるに、船頭は実際の運漕に従事し、川鱒は交通手段として運漕に寄与する。ところが船場株は実際の運漕には関与しない。つまり船場株は単なる権利||収益権である。

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

船場株の収益権の内容は「舟場余米」¹⁶⁾である。若松の例では船頭が年々二俵の米を船場主に支払っている。¹⁷⁾ 文政六年五月、山鹿船場一か所の所有者たる法輪寺がその船場を担保にして、浜中又右衛門から八十文銭六百目を借り、その利として「上ケ米」を支払うことを約束しているが、この「上ケ米」は舟場余米のことであろう。¹⁸⁾

ところで、この船場株の成立の原因は何であろうか。

船場株の成立は商品流通の一定の発展を前提とする。¹⁹⁾ しかるに、流通商品の中心たる米はその殆んど大部分が年貢米であり、石炭・櫛等の重要商品はいずれも領主の専売制で強い統制の下にあつた。このような領主規制の強さの下では、商品流通の発展にもかかわらず、運輸業における自由な発展(例えば他の河川にみられる脇船の出現等)²⁰⁾が阻止される。そして、大縛所有者たる商人は江戸中期以降、近世問屋制の成立の過程で領主の側に引き入れられた商人であつて、彼らは領主権力に依存することによつてのみ発展しえた。従つて、彼らも自由なる營業を排除こそすれ、それを望むものではなかつた。

このような条件の下で、商人による投資の対象としての「船場株」が成立したのであろう。文化十二年九月に太田喜平なる人物が船場一か所を法輪寺に売渡したのは、法輪寺の「右之船場御所望」²¹⁾によつてである。それを利殖のための「御所望」と考えるのは早計であらうか。

船場株の成立した場所としては、史料にあらわれた山鹿・木屋瀬の他では飯塚・植木・直方などの在町とか、若松・芦屋の港町とかが考えられる。その成立は北九州の商品生産が文化・文政期を転機として急激に発展を遂げたことと考え合わせて、浜中文書にみられる如く、寛政頃に始まり、天保期に盛んになつたと考えてよいのではないか。

1) 松井文書「要用録」所収、享保十三年五月「川筋船持中

乍恐奉願上口上寛」

2) 右同 享保十年十一月廿一日「井上九大方より御那奉

行へ被遣候書付書ノ写シ」

- 3) 拙稿「近世中期北九州海上輸送権をめぐる争論について」(九州史学)20号)
- 4) 飯塚船場の宝永年間における一二二艘の船の所在はそれだけでも大船持の存在を推測せしめる。飯塚村は「上方より西南諸州往来の宿駅なり。国中の郷里にて民家の多き事姪浜・甘木につげり。芦屋川の上なる故、川舟多く運漕の便よくて、海味もともしからず。富人も又頗る在てにきはへる所也」と筑前国純風土記に載せられ、嘉穂二郡の中心的在町にして、遠賀川水運の起点であった。従つてここには商人による多数の船所有が早くからみられたのである。しかしその様な船所有はむしろ例外的なものであつた。
- 5) 有松文書天保九年十二月「返し証拠之事」、「覚」
- 6) 同文書、安政三年四月「穂波那飯塚片島幸袋三ヶ村船庄屋中并船頭中頭取中乍恐連名を以御願申上候事」
- 7) 11) 松尾文書 慶応二年九月「鞍手郡木屋瀬村川藩御改被成ニ付仕上候書物之事」
- 8) 六角文書 「喜永三年成正月年々田地買取証文控」
- 9) 10) 同文書 「文政五年午八月田川郡御米船水帳」
- 12) 同文書 「金田四郎兵衛より酒井利兵衛宛書状」年代不詳なるも天保十一年以降のもの
- 13) 14) 15) いずれも松尾文書
- 16) 「私共支配川帯舟頭中御年貢御積立(略)御定法之運賃等受取御運上米を始舟場余米相納」(松尾文書 慶応三年)

江戸時代の遠賀川の水運(野口)

17) 18) 19)

年「木屋瀬植木舟庄屋舟頭より御願申上候事」
「若松市史」二九四頁

浜中文書 文政六年五月「借用仕証文之事」

船場株の成立をみた木屋瀬は「御国中ニ而蠟荷物余分ニ付通り候所栖ハ二日市・甘木・原田・飯塚・木屋瀬・赤間辺ニ而御座候」(三奈木黒田文書寛政九年十二月「御国中楠実蠟御仕組記録」宮本又次編「九州経済史編集」第三巻にも収む)とあり、長崎街道の宿駅にして、水陸交通の要衝であり、かつ鞍手郡のうち遠賀川右岸一帯を商業圏とする在町であつた。安政三年、木屋瀬村総人数千五百三拾壹人のうち、作掛り人数は式百四拾人で残り千二百九十一人は「諸商売并旅籠屋ニ而渡世」してゐる。(松尾文書、安政三年四月仮題「木屋瀬村人数書上」)柏屋はその代表的商人で寛政九年の蠟専売制の際、若松に会所の六人の年番の一人に柏屋勘十郎の名が見えており、勘十郎は製蠟業者にして生蠟問屋でもあつた。又、文化十年、銀引替受持に柏屋新四郎の名があげられている(楠橋文書文化十年「御触状写」)

また山鹿は遠賀川々口に左岸の芦屋と対峙する港であつたので、遠賀川流域より出で、そこへ入つて行く貨物が多くここで積かえられた。また西九州と畿内、瀬戸内海地方との航路にあたり仲介貿易も盛んであつた。特に山鹿商人による伊万里焼の仲介はよく知られている。(「古伊万里」五〇〇〜五一六頁、浜中文書には伊万里焼

関係の文書多数を含んでいる）

20) 遠藤進之助「藩政期北上川水運の一研究―流域における市場形成の序説として―」（「文化」一七卷三号）、丹治

健蔵「利根川舟運の展開―上州平塚河岸の積荷をめぐつ

て―」（「歴史地理」九〇巻一号）古島敏雄「江戸時代の商品流通と交通」

21) 浜中文書 文化十二年九月十三日「永代船場売渡証文手形之事」

四、封建的水運機構の動揺

前節でみた水運機構の変化は一定の商品流通を前提とするものであつたが、それは尚、ブルジョアの発展の未熟な段階にとどまり、自由な商品流通ではなく、領主規制の強い商品流通であつた。そして縲所有の集中、船場株の成立はそれ自体反封建的なものではなかつた。

しかしながら、自由な商品生産と流通を望む農民と結んだ船頭たちの藩の水運政策に抵抗しようとする動きが全くなかつたという訳ではない。

天保九年、鞍手郡内においてすでに「旅出之節ハ道銭或揚銭と唱山本船頭共々出銭致せ（中略）山内往還道端之損所等狼ニ申立¹⁾」てて、石炭の低運賃輸送政策に抵抗する動きがみられたが、安政六年には、

「（略）私共丁場々々ハ上漕船ニ而植木迄積下ケ井手越仕¹⁾ニ付而ハ下船居り合不申節ハ岡上ケ仕申¹⁾外御用石粉石ニ相成其上余分之欠立或ハ出方仕¹⁾得ハ流失仕¹⁾弥以極々難波ニ指及居申¹⁾右ニ付毎度積船雇主等仕¹⁾得共御定運賃之外増銭相渡不申而ハ積方不仕者段々有之就中商荷等御座¹⁾得ハ焚石積方相止指支申¹⁾」²⁾

と、船頭達は山元荷主に対し、余分の運賃を要求し、要求が充たされない時は石炭の輸送を拒み、特に有利な商品貨物の輸送がある場合は運賃の低い石炭の輸送を忌避する動きを示している。このような傾向は次第に全流域に拡がり、慶応三

年には「川鱗船頭共別段罷運賃石有之歟ニ而相働焚石炭實石有之節は右積方不致(略)内々多分之心付不相渡ル而は相運不申弥増不風俗之次第二押移³⁾」と石炭山元(御用荷主)を嘆かしむるに至っている。

しかし何と云つても運送貨物の大部分は年貢米と石炭であつて、船頭達の生計もそれらの輸送に頼らねばならなかつたから、そこで彼等は年貢米・石炭の運賃の増額を積極的に要求した。万延元年九月以来、年々年貢米の輸送量の減少に對して、「御在任御家中知行米為替島方不殘代銀上納ニ相成御郡御囲米其外諸指紙米返免村々御下免米并御拝借米等ニ而若松積立所払抜群相減⁴⁾」じた分の運賃米を要求し、「米穀諸品高直ニ付相当之運賃ニ御増渡ヲも被仰付ルは別而相勵出情積方可仕⁵⁾」と願ひ出ている。

石炭運賃についても、「近一統諸品高直ニ付昨春焚石石炭共運賃御救増渡之儀御願申上ルル御慈悲之上御詮儀ヲ以御増渡被仰付(中略)然ルニ米穀ヲ始諸式只様高直ニ押移リ今日之過佗相立兼(中略)焚石石炭共今少運賃御救増渡シ被仰付ル儀は被為叶間敷哉⁶⁾」と再度増額を要求している。⁷⁾

以上のような御用石炭運送の忌避と、運賃増額の要求は農民的商品流通の展開によつて(年貢米輸送量の減少という事態も伴つて)領主貨物の低運賃輸送政策が破綻しはじめたことを示している。従つて「焚石会所ニ而鱗百艘仕立増石斗山元共割付手船同様ニ而石炭并焚石共致積方させルは是迄の船頭共風俗も立直シ可申⁹⁾」とする領主の策も、船頭達に阻止されたばかりでなく、却つて船頭達をして諸賦課の減免をも要求せしめるに至つた。¹⁰⁾

その後、明治三年三月に「会所附属舟遠鞍ニ五拾艘嘉穂へ七拾艘都合百式拾艘新規ニ造リ立御免¹¹⁾」になつたが、どれ程の新造が行われたか不明である。

このような領主の弥縫策も効果を発しないまま明治四年十一月、洲口出届出制がとられ、翌五年九月に会所が廢せられ¹²⁾て、藩の封建的水運政策に一応の終止符が打たれることになつた。¹³⁾

- 1) 許斐文書 天保九年「御達ヶ条写」
- 2) 石井文書 安政六年三月「鞍手郡四郎九長井鶴両村焚石山元中より乍恐御申上候口上之覚」
- 3) 松尾文書 慶応三年正月「覚」
- 4) 同文書 明治二年十一月「鞍手郡木屋瀬植木直方三ヶ所船頭中より乍恐御申上候口上之覚」
- 5) 同文書 慶応三年二月「遠賀鞍手郡那都庄屋舟組頭中乍恐連名を以御願申上候事」
- 6) 同文書 「遠賀鞍手郡那都庄屋舟組頭中より乍恐御願申上候事」年代不詳の一般商品荷物の運賃についても、万延元年九月に二割増（松尾文書万延元年九月「遠賀鞍手船庄屋船組頭より御願申上候口上之覚」、文久三年に三割増（飯野文書「文久三年諸御用留書」）要求がなされておき、万延元年の二割増要求は直ちに容れられた。
- 8) 年貢米、石炭と一船商品荷物との運賃を比較すると凡そ次の如くである。嘉麻郡勢田村・若松間の年貢米一俵当り運賃は米一升一合で、天保十四年の生産地での米価にして約五〇文である、（許斐文書文政五年仮題「勢田村書上」）しかるに商品米一俵の運賃は直方・若松間で六〇文、万延元年九月より二割増で七二文である。（松尾文書万延元年九月「商人諸荷物直方より芦屋若松迄積下り運賃之覚」）天保十一年鞍手郡下境村、若松間の石炭百
- 9) 松尾文書 慶応三年正月「覚」そして四郡山元中よりも是非そのようにして欲しいと述べている。
このような動きは安政五年にもみられ、その時は石炭輸送の行詰り打開策として、「焚石御会所ニ為御仕組追て川辯数拾艘御仕出御試として三拾艘余当冬より焚石山元共船仕立」を許可したが「御米場船頭難波仕候間御敷揚船ハ追て御取止ニ相成申候」（松尾文書、安政五年十一月「鞍手郡直方木屋瀬植木三ヶ村船庄屋船組頭中より乍恐御願申上候口上之覚」）と船頭の反対に逢って実現されなかつた。
- 10) 舟庄屋舟組頭らは連名で「舟頭中必至と立行出来不在」と猛烈に反対し（註5松尾文書）、却つて、長崎非常并びに芦屋・若松に異国船渡來の時の水夫出方、殿様・御家中の上下の時の出船、吉田掘川凌夫銭上納、諸御通りの加子賃米上納等の「何れの廉成共御減少被仰付可為下」と諸負担の軽減を要求した。（松尾文書慶応三年・木屋瀬植木舟庄屋舟組頭より御願申上候事）
- 11) 入江文書「入江六郎七記録」
- 12) 入江文書「入江六郎七記録」
- 13) 入江文書「入江六郎七記録」

〔付記〕本稿は昭和三六年度科学研究費交付金（総合研究）による成果の一部であり、箭内教授の御指導と御励ましによつてなつたものである。尚、宮崎百太郎氏蒐集史料を多く利用させていただいた。記して感謝の意を表します。

Transport on the Onga (遠賀) River in the Edo Age : Especially its Organizational Structure.

Kikuo NOGUCHI

While the Onga (遠賀) River in Northern Kyūshū had been the transport route of the land taxes in kind from the shōen (莊園=landed estates) since the ancient age, the transport of the rice, paid as feudal rent, and other commodities showed the remarkable growth in the Edo age, partly owing to the active encouragement by the feudal lord. With the completion of the unjōgin (運上銀=trade taxes) system in the Fukuoka feudal domain, the hirata-nakama (辯仲間=flat-boat traders' association), officially authorized by the feudal government, was formed, and this association monopolized the Onga river transport in the middle of the Edo age.

But the production and distribution of coal, tree-wax and etc., which began to develop in this valley since this period, were to bring about a change to the organizational structure of this river transportation. At first, as the result of the concentration of the flat-boat ownership, there occurred the separation of flat-boat owners from the sendō (船頭=boat-operators). Then, the government monopoly sales of major products, such as coal, tree-wax, and etc., gave birth to the third group who possessed the funaba-kabu (船場株=a kind of stock whose possessers had the privilege attached to the places of ship registration).

The most important, however, was the movement of the boat-operators who engaged directly in the transportation. Resisting the low transportation rate of the feudal rent rice, they demanded the increase of the rate, and refusing partially the transport of the coal, monopolized by the government, they tended to turn to the transport of the merchandises free from feudal regulation. Thus, their movement disturbed the feudal river transportation structure.